

子供たちの情報モラル育成のために

～学校で取り組む指導のポイント～

令和 2 年 4 月
北本市教育委員会



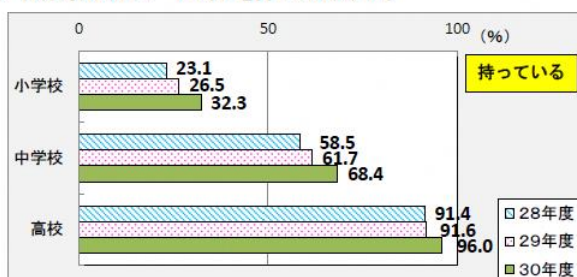
子供のスマートフォン（スマホ）所持率が高まっています。それに伴い、LINEなどのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を通じて、「いじめ」や「犯罪」に巻き込まれたり、スマホを手放せず「ネット依存」になり学習や健康に悪影響が出たりするなど、様々な問題が発生しています。

このような問題から、子供たちを守るために、学校で、スマホや携帯電話の安全で安心な使い方を指導し、子供たちの情報モラルの育成を図っていくことが必要となります。

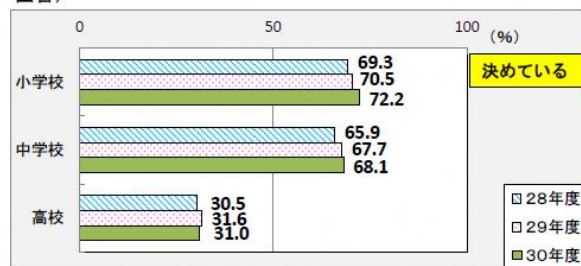


～子供のスマホ・携帯電話の実態～

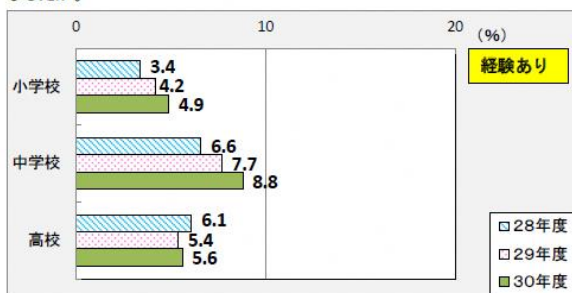
(1) 自分専用のスマートフォンを持っていますか。



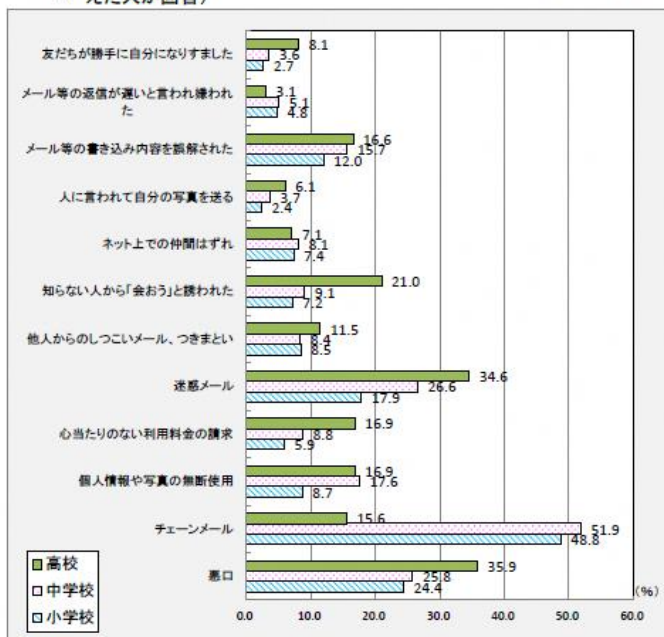
(2) 家庭内でスマートフォンや携帯電話利用のルールを決めている。(1つ回答)



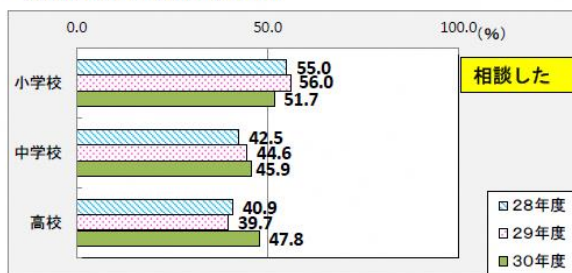
(3) SNS等を利用する際、いじめられたり、トラブルにあったりした経験はありましたか。



(4) どのようないじめやトラブルを経験しましたか。((3)で「経験あり」と答えた人が回答)



(5) いじめやトラブルの被害を受けたとき、誰かに相談しましたか。((3)で「経験あり」と答えた人が回答)





ポイント1 系統的で計画的な情報モラルの指導の徹底！

教員がスマホやネットの基本的な知識を身に付け、子供の実態やトラブル等を把握し、利用する際の危険性やモラル、ルール、マナーなどについて、子供たちに指導しましょう。

- ①子供の発達段階を考慮して、計画的に学習や指導を進める。(各教科・道徳科・総合的な学習の時間・特別活動など)
- ②関係機関から講師を招いた出前授業をきっかけとして、学校や学年で計画的に取り組む。(「e-ネットキャラバン」の活用等)
- ③朝の会・帰りの会で、新聞記事等を取り上げるなど、子供たちに情報提供をする。
- ④児童会や生徒会を中心として、ネットいじめの防止運動を行うなど、規範意識の向上を図る。

ポイント2 ネット利用の基礎・基本の指導の徹底！



子供たちに、具体的に示して、指導しましょう。

- ①インターネットは世界中の人が、誰でも見ることができる公共の場であること。
- ②個人情報は、安易に記載しないこと。
- ③他の人が不愉快に思うようなことはしないこと。
- ④一度公開したものは、削除できないこと。
- ⑤書き込んだ人を特定することができること。
- ⑥未成年であっても、厳しく責任が追及されること。
- ⑦悪意のある人に利用される恐れがあること。
- ⑧情報や発言内容の真偽が不明であり、自分で確認や判断が必要であること。
- ⑨著作権や肖像権に注意すること。
- ⑩自分のIDやパスワードを他人に教えない。他人のIDやパスワードを使わない。



ポイント3 ネット依存の未然防止！



「ネット依存」は、子供の健康被害、学習能力・運動能力の低下、注意力低下による事故、コミュニケーションのトラブル、金銭トラブル、犯罪加害・被害に関するトラブルなどを引き起こす要因となります。子供たちに「ネット依存」について知らせ、未然防止に努めましょう。

- ①ネット依存になる要因や問題点を示して、予防について理解させる。
- ②家庭内で、端末利用のルールを決め、親子でルールに取り組む。
- ③スマホやネットを使わない日をつくる。(ノースマホノーゲームデー、「Yes」デー)
- ④定期的にネット依存度をチェックさせる。

(チェックリスト例) □スマホや携帯電話が近くにないと、不安な気持ちになる。

□LINE等のSNSやメールの書き込みや返事が気になって落ち着かない。

□LINE等のSNSを利用して、ふと気がつくと何時間も経っている。

□ネットのはまり具合を隠すために、家族などにうそをついたことがある。



ポイント4 ネット上のいじめの問題に対する教員の姿勢！

ネットいじめは被害者に与える精神的なダメージがとても大きいものです。

普段からチェックをしっかりと行うとともに、発見した場合には、学校が組織的に迅速かつ適切な対応をしましょう。大事なことは、いじめられた子供を守り抜くことです。

【ネットいじめの大きな特徴】

- ①いじめが発覚しづらく、エスカレートしやすい。
- ②無料通話アプリのやりとりは友だち同士しか見ることができない。SNSでも自分の投稿を友だち以外に見せないように設定することができるため、外部からいじめを把握することがとても難しい。
- ③通常のいじめと違って、ネットいじめは場所や時間に関係なく、24時間どこからでもおこなうことができる。
- ④相手の反応がわからないので、面白半分でいじめに加わってしまう。

【ネットいじめのきっかけ】

- ①悪口を書き込んだつもりはなくても、受け取った人が悪口として捉える。
- ②LINEなどでのやりとりで「生意気に映った子」「既読スルーした子」「返信の遅い子」を攻撃したくなる。

【よく見られるネットいじめの例】

- ①無料通話アプリのグループ内などで、ある特定の生徒の存在を無視する。
- ②特定の生徒の悪口をSNSなどに書き込む。
- ③特定の生徒の恥ずかしい写真や動画を投稿する。
- ④SNSで特定の生徒になりすましたアカウントを作り、同級生への悪口など、問題のある書き込みをする。



ポイント5 ネットいじめの未然防止の徹底！



「いつ、誰がターゲットになってもおかしくない」とう危機意識をもって、指導しましょう。

- ①いじめは決して許されるものではないという基本理念を校内で徹底する。
- ②普段の生活で、自尊心や人権を尊重する言葉づかいや態度を育てる。
- ③情報を伝える手段は文字が中心であり、同じ表現でも異なる意味を持つ言葉を紹介するなど、文字は思いが伝わりにくく、受け取った人に左右されることを理解させる。
(例：もういいよ。結構です。じゃあいいよ。)
- ④ネット上のやりとりは、気持ちが大きくなったり、感情的になったりしやすいことを理解させる。
- ⑤自分がいじめにあったとき、いじめかなと思うような書き込みを見つけときは、すぐに保護者や先生など周りの大人たちに相談すること、安心してSOSを出せる相談窓口を利用することの重要性を指導する。

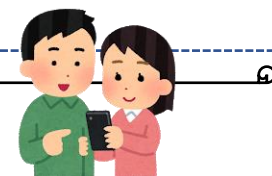
ポイント6 トラブルに関する法律の指導の徹底！



著作権、誹謗中傷や犯罪行為、迷惑行為等に関する法律や処罰について理解させ、子供たちに正しい判断ができる力を育てましょう。

- ① **個人情報**：名前、生年月日、住所、電話番号、写真など特定の個人を識別できる情報
 - ② **著作権**：音楽、絵画、映画、文章、写真などの著作物を他人に利用されない権利
 - ③ **肖像権**：人がみだりに撮影されたり、写真を無断で公開されたりしない権利
 - ④ **名誉棄損罪**：公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。
 - ⑤ **侮辱罪**：公然と人を侮辱する罪で、拘留または科料に処せられる。
 - ⑥ **威力業務妨害罪**：威力を用いて他人の業務を妨害する罪
- ※その他・・・**個人情報保護法、民法（不正行為による損害賠償など）**

ポイント7 情報発信や家庭との連携の推進！



家庭内でインターネットの利用に関するルールを決めていない場合や、子供のスマートフォン利用に無関心な保護者も少なくありません。

インターネットの利用には危険が伴う場合もあり、実際にトラブルにまきこまれてしまうケースもあります。**家庭でしっかり話し合い、子供の実態に適した家庭内ルールを作っているよう保護者に啓発し、学校と家庭で連携して指導していきましょう。**

- ① **学校だより、学年だより、学校のホームページ等**を活用して、「フィルタリングの重要性」や「学校の情報モラルの取組」などを保護者や地域に発信する。
- ② 保護者会、PTA 研修会、入学説明会等を利用して、「**インターネット利用の家庭内ルール作り**」や「**見守りの重要性**」を伝える。さらに、三カ月に一度など時期を決めて家族で話し合い、**定期的なルールの見直しについても啓発する**。我が子をネットトラブルに巻き込まないために、ルールを守らせることの大切さを伝えていく。

【情報モラル指導のための参考資料】

- ◇埼玉県ネットトラブル注意報（バックナンバー） 埼玉県教育委員会
<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/internet/net.html>
- ◇情報モラル教育実践ガイダンス 国立教育政策研究所
<http://www.nier.go.jp/kaihatsu/jouhoumoral/guidance.pdf>
- ◇ネット社会の歩き方 一般社団法人 日本教育情報化振興会
<http://www2.japet.or.jp/net-walk/>
- ◇情報モラル指導ポータルサイト やってみよう情報モラル教育 文部科学省
<http://jnk4.info/www/moral-guidebook-2007/>



【ネットトラブルやいじめ等の相談窓口】

- ★よい子の電話教育相談 0120-86-3192 soudan@spec.ed.jp 毎日24時間
- ★子どもスマイルネット 048-822-7007 毎日午前10時30分～午後6時
- ★さいたまチャイルドライン 0120-99-7777 毎日午後4時～午後9時
- ★埼玉県教育局生徒指導課 netpat-saitama@true.ocn.ne.jp